



平成 29 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ  
 代 表 者 名 取締役社長 柴戸 隆成  
 本 社 所 在 地 福岡市中央区大手門一丁目8番3号  
 (コード番号8354 東証第一部、福証)  
 問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 三好 啓司  
 (TEL.092-723-2622)

会 社 名 株式会社 十八銀行  
 代 表 者 名 代表執行役頭取 森 拓二郎  
 本 社 所 在 地 長崎市銅座町1番11号  
 (コード番号8396 東証第一部、福証)  
 問 合 せ 先 総合企画部長 安達 圭  
 (TEL.095-828-8099)

株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社十八銀行の  
 経営統合のスケジュールに関するお知らせ

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(取締役社長 柴戸 隆成)と株式会社十八銀行(代表執行役頭取 森 拓二郎)は、平成 28 年 2 月 26 日付けプレスリリース「経営統合に関する基本合意について」にてご案内のとおり、経営統合(以下、「本件経営統合」といいます。)の実現に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意書を締結しております。

両社は、本件経営統合に関する公正取引委員会における企業結合審査が完了していないことから、平成29年1月20日付けプレスリリース「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社十八銀行の経営統合のスケジュールに関するお知らせ」にて、本件経営統合の形態として協議・検討を行っている株式交換の効力発生予定日および本件経営統合後に予定している株式会社十八銀行と株式会社親和銀行の合併時期を、それぞれ当初予定しておりました平成29年4月1日(予定)および平成30年4月(予定)から平成29年10月1日(予定)および平成30年10月(予定)に延期する旨ご案内しておりましたが、当該審査が現在も継続中であるため、今後のスケジュールについて下記のとおり再度延期いたします。

今後の本件経営統合のスケジュールに関しましては、確定次第、速やかにお知らせいたします。両社は、本件経営統合の早期実現を目指し、引続き協力して取り組んでまいります。

記

・ 今後のスケジュール

	変更前	変更後
株式交換効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	確定次第お知らせいたします。
十八銀行と親和銀行の合併	平成 30 年 10 月 (予定)	確定次第お知らせいたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

ふくおかフィナンシャルグループ	経営企画部	経営戦略グループ	TEL092-723-2622
十八銀行	総合企画部		TEL095-828-8099

## 十八銀行とふくおかフィナンシャルグループの経営統合に関する考え方

### 1. 統合の目的・地域銀行の役割・地域銀行を取り巻く環境

- ✓ 経営統合では両社の重複解消による人員の充実や両社のノウハウの融合、資本の充実および規模のメリットによる効率化といったシナジー効果が期待されますが、本件統合の目的は、統合により生じるシナジー効果を長崎県のために使うことにより、これまで以上に地元企業へのサポート及び地域の活性化に取り組み、長崎県経済の発展に貢献することです。
- ✓ 地域銀行を取り巻く環境は、人口減少をはじめとしたマクロ環境の悪化に加え、長引く低金利環境により厳しさを増しております。金融庁は平成 27 年度金融レポートで、貸出・為替・投資信託等の販売業務など顧客向けサービス業務にかかる利益率は、現状地方銀行の 4 割がマイナスで、さらに 2025 年 3 月期には 6 割がマイナスになると予想していますが、このレポートはマイナス金利政策前のものであり、足下の実態はこれを上回るスピードで悪化しています。
- ✓ 人口減少、少子高齢化等により、今後、預金、貸出金の減少が見込まれるなか、地域銀行の懸念は過去の不良債権問題のときよりも一層根深い問題となっています。
- ✓ とりわけ十八銀行、親和銀行の主要営業地域である長崎県は、人口減少が 2040 年には 2010 年比で▲26%と九州で最大の縮小が見込まれるなど、環境悪化の程度が著しいことが予測されており、足下でも厳しい状況が加速度的に進行しつつあります。
- ✓ 銀行の業績が悪化しますと、採算の取れない離島地区などでは店舗、金融サービスを維持できなくなり、その結果、地域の企業が育たず、地域経済が衰退するおそれがあります。そして、その影響は銀行自身に跳ね返ってくることとなり、更なる銀行業績の悪化と地域経済の衰退といった悪循環に陥ることが容易に予想されます。
- ✓ こうしたなか、私たちが地域銀行として将来に亘り、地域銀行本来の役割を果たしていくためには「経営統合による効率化」が不可欠です。そのなかでも県内に基盤を持つ十八・親和の統合は、最大のシナジー効果を発揮する組み合わせであり、厳しさが増す長崎経済を金融面で支えていくのはこの組み合わせしかないと考えています。
- ✓ なお、本件統合に係る説明を平成 28 年 3 月（基本合意の公表直後）および本年 4 月に両行の約 2 万社のお取引先に実施し、9 割超のご賛同を頂きました。こうしたお取引先の支持を支えとして、現在、統合の実現に向けて準備を進めております。

### 2. 公正取引委員会の審査の状況

- ✓ 一般的に、銀行業は規模の経済が効きやすい（規模が大きくなるほど経費率が下がる）産業です。とりわけ同一地域内の経営統合においては、重複する店舗の統合をはじめとして効率化を進めやすいことから、統合によるシナジー効果が大きいという特徴があります。

- ✓ 一方、競争政策では、経営統合によってシェアが上昇すると事業者の価格決定力が強まり、競争により決定されるべき価格よりも高くなることで消費者の利益が損なわれる弊害が発生するといった考え方が基本にあります。本件統合についても、こうした競争法上の観点を踏まえ、公正取引委員会による審査が行われております。
- ✓ 私たちは、貸出規模が大きいほど経営効率が改善され、貸出金利を低廉に抑えることができ、お取引先の便益が向上することを複数の経済分析をもとに説明してまいりました。
- ✓ また、今回の統合後も十分な競争環境が維持され、貸出金利を容易に引き上げることができない環境にあることについても説明してまいりました。その際には、以下の内容を含む近時の経済分析も参考しております。
  - － 県内において両行とのみ取引している(合併の影響を最も受ける)先は4%程度と僅かであること。
  - － 両行いずれか或いは両行しか存在しないエリアであっても、両行以外の金融機関も存在する他のエリアと比較して新規貸出金利が著しく高くなる傾向は見られないこと。
  - － 離島を含め県内の多くの企業が、近隣に店舗を有さない地域外の複数の金融機関と取引をしていること。
- ✓ 加えて、お取引先企業にとりましても、統合効果により離島等での店舗ネットワークが維持されることで利便性の悪化を防ぐだけでなく、人員の最適な配置により得られる専門人材やノウハウの結集によるサービス品質の向上等が期待できます。地域銀行として提供するサービスを総合的にみますと、統合により県内シェアが上昇することは、ただちにお取引先企業に不利益を及ぼすものではないどころか、効率化により生じる利益がお取引先企業に提供されるものと考えております。
- ✓ しかしながら、県内貸出シェアが高まり、他の金融機関との格差が大きい点において、公正取引委員会による競争法上の懸念を払拭するまでには至っておらず、現在、所謂「問題解消措置」の検討に踏み込んでおります。

### 3. 地域銀行の特性と問題解消措置

- ✓ 競争法上の「問題解消措置」においては、有力な競争事業者を創出することが求められます。その手段は、一般的に、「構造的な問題解消措置」(例えば、小売業における店舗の一部譲渡や、製造業における工場ライン等の譲渡など)が原則とされており、銀行業においてもこの原則は変わらないことが議論の前提とされています。
- ✓ もっとも、銀行の場合、複雑かつ多岐に亘る決済機能が数多く紐付いていることから、同じく消費者等を顧客とする小売業のように「店舗譲渡」を行うことは、お取引先に多大な負担を強いるため選択できません。そのため、主たる懸念とされる貸出に関して「貸出債権の譲渡」によって有力な競争事業者の創出が必要とされており、苦渋の判断ではありますが債権譲渡の検討に踏み込んでおります。
- ✓ しかしながら、地域銀行とお取引先企業との間には時間をかけて相互的な関係

(リレーションシップバンキング)が構築されております。貸出取引は時間をかけて築いたお取引先企業との信頼関係に基づくものであるため、お取引先企業の意思に基づかない他金融機関への債権譲渡はお取引先企業に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、そのような債権譲渡ができないことはこれまでもご説明してきたところです。

- ✓ 私たちは、以上の状況を踏まえ、公正取引委員会の懸念を理解しつつ、銀行業の特質を考慮したより効果的な「問題解消措置」を実現するための議論を時間がかかるとしても継続していくことが、本件統合を実現させるためには肝要であると考えております。
- ✓ なお、私ども地域銀行は、地域に収益の主要部分を依存する事業構造となっており、目先の銀行の収益性のみを念頭に利用者の利益を害するような行動をとれば、中長期的に地域経済の疲弊を招き、地域銀行自らの存立も危うくなります。つまり、私ども地域銀行はお取引先企業等と利益を一にするという特徴があります。また銀行法に基づく免許を受け、金融検査等を通じて金融当局による監督を受けている規制業種でもあります。
- ✓ 私たちとしては、一般的な事業会社とは異なるこのような地域銀行に特有な事情等もご勘案いただき、債権譲渡のみならず、例えば以下のような措置も直接的かつ効果的な「問題解消措置」と評価いただけるよう説明してまいりたいと考えております。
  - － 「新規貸出金利等を情報開示」することにより、私たちが統合を理由に金利を引上げていないことを定期的に確認していただく措置。例えば、長崎県内における中小企業向け貸出金の「新規実行金利」を統合前からの時系列推移および地銀平均との比較で開示。
  - － 「アンケート等によりお客さまの意見を集約」するとともに、「地元の利用者等の第三者で構成された委員会が私どもの貸出行動を定期的に監視・評価」する仕組みを導入し、私たちが統合後にサービス品質を悪化させることがないように監視していただく措置。

#### 4. 統合時期の再延期について

- ✓ 以上の通り、公正取引委員会の審査が現在も継続中であり、本年10月の経営統合実現のためのクリアランス取得が困難となったため、今般、統合時期を再度延期いたします。
- ✓ 公正取引委員会に対しては、引き続き本件統合の意義や地域銀行の特殊性を踏まえた「問題解消措置」について協議をお願いしてまいりたいと考えています。そして、全てのステークホルダーが納得できる統合を実現するため、議論を尽くすことが出来るよう、今回の延期については期限を設けないこととし、統合時期に関しましては公正取引委員会の審査終了後に改めてお知らせいたします。

#### 5. 統合がもたらす地元への貢献・メリット

- ✓ 私たちは、本件統合によるシナジー効果を長崎県に還元し、以下のような貢献を果たしたいと考えております。

- ① 円滑な資金供給強化  
統合によるスケールメリットを活かし、統合後も貸出審査の考え方を變えることなく、お取引先の資金ニーズに対してこれまで以上に円滑かつ積極的に資金を提供します。
- ② リレーションの強化  
統合シナジーのひとつである店舗統廃合や本部組織の統合により捻出される人員をお取引先のサポートのために重点的に投下することで、これまで月に1度しか訪問できなかった先には月2回の訪問に増える等、これまで以上にお取引先の事業をサポートします。
- ③ 店舗網の維持・拡充  
効率化効果により離島などにおける店舗も維持いたします。  
両行の重複店舗の統廃合による効率化は実現しつつ店舗網の拡充も実現することになります。
- ④ 困難に直面している事業者へのサポート  
地域には過剰債務に苦しんだり、生産性の向上や事業の再構築が必要とされる企業が多数存在しております。統合シナジーにより両行の経営基盤が強化されるとともに専門人材を集約して対処することが出来るようになるため、これまで以上にこうした経営課題を抱えた多くの地域企業に対し、債権放棄、DES、DDS等、抜本的な金融支援も含め、課題解決のために必要なアドバイスやファイナンスを提供し、経営支援を行います。
- ⑤ 販路拡大のサポート強化  
両行が有する長崎県内のネットワークの融合やFFGが持つ九州全域及び全国のネットワークにより、ビジネスマッチングや各種相談会の機会を増強します。
- ⑥ 海外進出サポート強化  
FFGが持つ海外拠点（アセアン・中国・米国に計8拠点）を活用し、海外の情報提供、現地視察、取引先紹介等、企業の海外進出を積極的にサポートします。
- ⑦ M&A・事業承継支援強化  
両社の持つ情報を活用することで、相手先の選択肢が拡大します。  
FFGがこれまで展開してきたファンド活用による企業の一時的所有など、その手法の選択肢も大きく広がります。  
また専門性の高い人材を育成し、お取引先の潜在ニーズや課題に的確に対応できる態勢を構築します。
- ⑧ 長崎県の地域振興へのこれまで以上の関与  
PFI・PPP事業など、長崎県内でこれまであまり実績がない取り組みについて、両行の人員およびノウハウを結集することで、更なる案件の組成を後押しします。また、観光や農業といった長崎県の主要産業においても、雲仙地区の一体支援や農業ファンドの相互活用等を進めます。

以上